(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字宮野字大砂五五五五、五五五八の一、五五五八の二、五五五九、五五六四、五五六五、五五七三、五六〇三、五六〇九、五六一一、五六一三、五六一四、五六一六から五六一八まで、五六二二、五六二三、五六二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県三養基郡基山町大字小倉字長葉山二一三五の一、二一三五の四、二一三七の八、二一四一の七、二一四二の二、二一四三、二一五四、二一五五の五、字大久保二四六三、二四六七の三、二四六七の八、二五〇三、二五〇六、二五〇七、二五〇九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山白木字元屋敷三六三の一、伊万里市二里町大里字濡岩甲一三一の五、甲一三二の三、甲一三三の一、甲一三三の二、甲一三五の四、字中久保甲二八四の二、甲二八九の一、甲二九二の一、甲二九二の二、甲三〇二の一、甲三〇二の三、甲三〇三の一、中里字川向乙一二四〇の二、乙一二四六の一、乙一二四七の一、乙一二五〇の一、大川町立川字穴嶽二の一七、二の一九、字大光八七の二〇、一八〇、一九二の三二、字東本谷二一〇の五、二一〇の六、二一〇の一四、二一〇の一七、字原三六二、三八三、字日ノ河内八〇四の一、八〇七の一、八六〇の一、一〇六一の四四、字竹野一〇九四の二五、一〇九四の二六、一〇九四の四九、一〇九四の八〇、一〇九四の八三、一〇九四の九六、一〇九四の一二二、一〇九四の一八四、一一三六の一、一一七一の一、一一七一の三、一一七一の五、一一七一の七、字大谷一一七五、西松浦郡有田町黒牟田字後口山丙三三六二の一（次の図に示す部分に限る。）、丙三三七三の二、丙三三七七の一、丙三三七九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁並びに関係市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市山代町城字大櫻四四五六の一、四五〇〇の一、四五〇〇の四、四五〇一、四五〇三、四五〇五、四五一一、四五五二、四五五六、四五六二、字柳ノ辻五〇九六、五一二七の一、五一二七の三、五二一八、字大谷三一五七の三、三一五八、三一六二の一、三一六二の三、三一九四、三一九九、三二〇三、三二〇六から三二〇八まで、三二一〇、三二一一、三二一八、三二二九、三二三二、三二三三、三二三六、三二三七、三二四八の一、三二四八の二、字谷頭三二五七、三二八七、字腹干場三五三二、三五三六の四、三五三七、字丸峯三六五三の二、三六五四の一、三六五四の二、三六五四の四、三六五八の三、三六六八、三六六九、字城三八三八、三八五八の一、字古場三九二七の四、三九二七の五、三九二七の八、三九二七の九、三九四二、三九四五、三九四六、字門石三九九八の一、四〇〇五、四〇〇六の一、四〇〇七の一、四〇〇八、四〇二二、四〇二三、四〇一四の一、四〇一五、四〇一八、四〇二四、四〇二七の四、四〇四八、四〇四九の二、四〇五〇、四〇七二、福川内字大迎二〇九六の三、二〇九九の一、二一三三、二一三四、二一五七の六、二一五八、字賀老二三〇九の四、字吉武田二三四一、二三四四、字毘沙門谷二五六四の八、字白岩三一一九の一、三一一九の三、三一二一の一、三一二一の四、三一三二、三一四三の一、楠久字福石二五八五、二六〇五、二六一三、二六三五、字赤石二九八三、二九八五、字峠三〇一一の一、三〇一一の二、三〇一四、西松浦郡有田町戸矢字山神谷乙一五九一、大野字大野乙二七七〇の一、乙二七七〇の三、乙二八〇三、乙二八三九の一、乙二八三九の三、乙二八四二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市山代町久原字西平二一七六の三、二一七六の六、二一七六の一七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市山代町久原字西平二一七六の三、二一七六の六、二一七六の一七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道深川市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。